

平成 29 年  
2 月号



広報

# 港だより

八橋警察署  
赤碕駐在所  
警部補 林 文彦  
55-0128

## みんなで防ごう特殊詐欺！

警察官をかたる特殊詐欺の電話に注意！

(鳥取県内で発生した実際の被害事例から)

～自宅電話に突然、警察を名乗る者からの電話で～  
鳥取県警捜査二課の〇〇です。

詐欺犯人を捕まえたら、あなた名義の通帳が出てきた。

このままではあなたの通帳にあるお金が凍結されて使えなくなってしまう。

すぐに金融機関の窓口でお金をおろし、自宅で保管しておいて下さい。

～金融機関でお金をおろして自宅に帰った頃、警察官をかたる者から再度電話で～  
鳥取県警の〇〇です。

金融機関で事件があって、あなたが引出したお金についている指紋をとりたいたいで、お金を警察で預からせてほしい。今から警察官が自宅に伺います。



## 詐欺であり、絶対にお金を預けてはいけません！

警察官が犯罪捜査を理由に、「金融機関から高額現金の引出しを依頼すること」、「直接、現金（キャッシュカード、通帳も含む）を預かること」は絶対にありません。

このような電話がかかってきたら、必ず、最寄りの警察署に電話をして確認してください。

(被害防止対策)

- 詐欺犯人と直接話す機会を無くすことが重要です！
- 在宅中でも、自宅電話は留守番設定、携帯電話は非通知番号の着信拒否設定をしましょう！

お金に関する電話は、相手の言うとおりに行動するのではなく、まず警察、家族、知人に相談！



## 赤碕駐在所掲示板

県内でも依然として特殊詐欺の被害が発生しています。

被害を防止するためには、犯人が使う手段方法を知ることも重要です。

記載した被害事例はあくまで一例に過ぎませんが、犯人はこのような手法を使ってくるということを皆さんに知っていただき、被害の拡大防止に資すればと思います。